

## 教科用図書検定規則実施細則の改正について（概要）

### 1. 改正の趣旨

平成27年7月23日に教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）において取りまとめられた「特別の教科 道徳」の教科書検定について（報告）」に示された方針を具体化するため、教科用図書検定規則実施細則（以下「実施細則」という。）について所要の改正を行う。併せて実態に即した規定の見直しを行う。

### 2. 主な改正内容

#### ①検定手続の一時停止等（新設）

- ・ 審議会において調査審議の一時停止等の措置がなされた場合、検定意見の通知等検定手続の一時停止等の措置を行うことができる規定を新設  
(実施細則4ページ：第2の1(2))

#### ②不合格図書の再申請の期間（改正）

- ・ 小学校用及び中学校用教科書の不合格図書の再申請期間に関する規定を改正  
(実施細則7ページ：第2の6)

#### ③訂正申請及び訂正届出に関する適切な情報管理（新設）

- ・ 訂正申請の承認審査や訂正届出に関する内容について適切な情報管理を求める規定を新設  
(実施細則10ページ：第3の(7))

#### ④申請図書等の適切な情報管理（改正及び新設）

- ・ 申請図書の検定審査が終了し、その結果が公表されるまでは、申請図書の検定審査に関する内容について適切な情報管理を求めるよう規定を改正
- ・ 申請者側の不適切な情報管理により申請図書等の情報が流出した場合には、必要に応じ、申請者名その他の情報を含む当該事案の概要を公表できる規定を新設  
(実施細則11～12ページ：第5の(3))

#### ⑤検定関係書類の様式の見直し

- ・ 各種規程等により定めていた検定手続関係書類の様式を実施細則に一元化するとともに、様式全体の見直し（表記の統一や明確化等）を実施

※上記のほか、実態に即した規定の見直し（表記の統一や明確化等）を行う。

### 3. 施行日

平成28年2月1日から施行する。

ただし、施行の際現に検定の申請がされている教科用図書の検定については、なお従前の例による。